

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成31年  
4月19日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 指定代理納付者の指定(税務課).....一
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....一
  - 救急病院等の認定(医療政策課).....三
  - 保安林指定の解除(周防大島町)(森林整備課).....三
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....三
  - 道路の供用の開始(道路整備課).....四
  - 道路の位置の指定(建築指導課).....四
  - 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(会計課).....四
  - 公告
    - 国営南周防地区(石の口換地区)緊急農地再編整備事業に係る不換地等の指定(農村整備課).....四
    - 公共測量の実施の終了(監理課).....五
    - 周南東都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五
    - 防府都市計画道路事業の施行(都市計画課).....五
    - 選管告示
      - 不在者投票のできる介護老人保健施設の指定.....五
      - 不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の廃止.....六
      - 不在者投票のできる介護医療院の指定.....六
      - 公安委公告
        - 契約の締結.....六



### 山口県告示第百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地  
ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 二 指定代理納付者に納付させる歳入  
つながる。やまぐち応援寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 三 指定の期間  
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

### 山口県告示第百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年四月十九日から同年五月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東洋鋼板株式会社  
住 所 東京都千代田区四番町二番地の二二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東洋鋼板株式会社下松事業所

所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一  
 三 特定施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種類 | 構造         |              |              | 使用の方法        |  |
|----|------------|--------------|--------------|--------------|--|
|    | 能<br>(t/日) | 工事着手<br>年月日  | 工事完成<br>年月日  | 使用開始<br>年月日  | 使用時間<br>隔りの使用<br>時間の概要<br>季節的変<br>動の概要         |
| 六六 | 〇・三<br>六、一 | 平成三二、<br>八、一 | 平成三二、<br>八、一 | 平成三二、<br>八、一 | 連<br>続<br>二<br>四<br>時<br>間<br>変<br>動<br>な<br>し |

備考 「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の電気めつき施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

| 種類 | 汚水等の汚染状態の値        |                    |                  | 汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> ) |
|----|-------------------|--------------------|------------------|------------------------------|
|    | 水素イオン濃度<br>(水素指数) | 化学的酸素要求量<br>(mg/l) | 浮遊物質量<br>(mg/l)  |                              |
| 六六 | 通<br>常<br>最<br>大  | 通<br>常<br>最<br>大   | 通<br>常<br>最<br>大 | 通<br>常<br>最<br>大             |
|    | 一〇・二              | 一五                 | 一〇               | 二五                           |

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種類            | 構造      | 能力<br>(m <sup>3</sup> /日) | 処理の方式   | 使用時間<br>間隔 | 一日当たり<br>の使用時間 | 季節的変動の<br>概要 | (既設)        |             |
|---------------|---------|---------------------------|---------|------------|----------------|--------------|-------------|-------------|
|               |         |                           |         |            |                |              | 工事着手<br>年月日 | 工事完成<br>年月日 |
| 中和・凝集沈殿<br>施設 | 〃       | 八〇、〇〇〇                    | 中和・凝集沈殿 | 〃          | 〃              | 〃            | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 |
| 還元処理施設        | コンクリート製 | 五〇、〇〇〇                    | 還元      | 〃          | 二四時間           | 変動なし         | 年<br>月<br>日 | 年<br>月<br>日 |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 種類     | 項目  | 汚水等の汚染状態の値        |                    |                  | 汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> ) |
|--------|-----|-------------------|--------------------|------------------|------------------------------|
|        |     | 水素イオン濃度<br>(水素指数) | 化学的酸素要求量<br>(mg/l) | 浮遊物質量<br>(mg/l)  |                              |
| 還元処理施設 | 処理前 | 通<br>常<br>最<br>大  | 通<br>常<br>最<br>大   | 通<br>常<br>最<br>大 | 通<br>常<br>最<br>大             |
|        |     | 三<br>三・八          | 一五<br>一三三          | 二二<br>五六         | 三<br>八、四六九                   |
|        |     | 二・三               | 二・三                | 六                | 四五、〇八七                       |

| 中和・凝集沈殿処理施設 | 排出水の汚染状態の値及び排出水の量 |        |
|-------------|-------------------|--------|
|             | 処理後               | 処理前    |
|             | 七・五               | 六      |
|             | 九・五               | 一〇・五   |
|             | 一三                | 二〇     |
|             | 一九                | 三〇     |
|             | 一〇                | 一〇六    |
|             | 三〇                | 二〇六    |
|             | 五                 | 三九     |
|             | 〃                 | 四・五    |
|             | 〃                 | 六・八    |
|             | 二・四               | 四・三    |
|             | 五・六               | 一〇     |
|             | 〃                 | 五七、二九四 |
|             | 〃                 | 六八、二二七 |

| No. 3<br>排水口 | No. 2<br>排水口 | No. 1<br>排水口 | 排水口の排出水の汚染状態の値 |                 | 排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |
|--------------|--------------|--------------|----------------|-----------------|------------------------------|
|              |              |              | 通常             | 最大              |                              |
| 〃            | 〃            | 七・五          | 通              | 水素イオン濃度 (水素指数)  | 〃                            |
| 〃            | 八・七          | 九・五          | 大              | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 〃                            |
| 〃            | 一            | 一三           | 通              | 浮遊物質量 (mg/l)    | 〃                            |
| 〃            | 二            | 一九           | 大              | 窒素 (mg/l)       | 〃                            |
| 〃            | 二            | 一〇           | 通              | 亜油類 (mg/l)      | 〃                            |
| 〃            | 五            | 三〇           | 大              | 素               | 〃                            |
| 〃            | 検出せず         | 五            | 通              | 磷 (mg/l)        | 〃                            |
| 〃            | 検出せず         | 四・五          | 大              | 〃               | 〃                            |
| 〃            | 検出せず         | 六・八          | 通              | 〃               | 〃                            |
| 〃            | 検出せず         | 二・四          | 大              | 〃               | 〃                            |
| 〃            | 検出せず         | 五・六          | 通              | 〃               | 〃                            |
| 一、〇〇〇        | 〇            | 五七、二九四       | 大              | 〃               | 〃                            |
| 一、五〇〇        | 〇            | 六八、二二七       | 大              | 〃               | 〃                            |

山口県告示第百二十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定した。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 名称          | 所在地              | 認定が効力を有する期限 |
|-------------|------------------|-------------|
| 救急病院及び救急診療所 | 下松市古川町三丁目一番一号    | 平成三四、五、一一   |
|             | 熊毛郡平生町大字平生町五六九の二 | 三、三一        |

山口県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
大島郡周防大島町大字秋字蛭子前一〇〇八一の三、字大原一六一〇七の四
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山口県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十一年四月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 高佐下阿東線  
道路の区域

| 区 間  | 旧新別                      |                          | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>長<br>(メートル) | 備 考               |
|--|--------------------------|--------------------------|-----------------|------------------|-------------------|
|  | 新                        | 旧                        |                 |                  |                   |
| 萩市大字高佐下字足谷一〇七六三の<br>一地从先から<br>同市同大字<br>字上足谷一〇七六七<br>の二地先まで | 最狭<br>一〇・八<br>最広<br>二二・六 | 最狭<br>一〇・八<br>最広<br>二二・六 | 一、一三三・〇         | 一、一三三・〇          | 道路改良工事の<br>完了による。 |

### 山口県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 路線名          | 供 用 開 始 の 区 間                                      | 供用開始の期日         |
|--------------|--|-----------------|
| 県道<br>高佐下阿東線 | 萩市大字高佐下字足谷一〇七六三の一地从先から<br>同市同大字<br>字上足谷一〇七六七の二地先まで | 平成三十一年四月<br>二十日 |

### 山口県告示第百二十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 地名及び番地 | 幅員<br>(メートル) | 延<br>長<br>(メートル) | 指定年月日 |
|--------|--------------|------------------|-------|
|        |              |                  |       |

下松市生野屋西四丁目一〇八九の五、一〇八九の一〇四・〇、  
及び一〇八九の二三 五・〇 三九・八 平成三一、  
八

### 山口県告示第百二十八号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

二中「県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェア更新業務」の下に、「警察用ヘリコプターの整備及び耐空証明検査業務」を加える。



(一〇五) 国営南周防地区(石の口換地区)緊急農地再編整備事業に係る不換地等の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、国営南周防地区緊急農地再編整備事業の施行に係る石の口換地区につき、次の従前の土地を地積を特に減じて換地を定める土地として指定しました。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 土地の所在地                | 地目  | 地積<br>(平方メートル) | 特に減じる地積<br>(平方メートル) |
|-----------------------|-----|----------------|---------------------|
| 熊毛郡田布施町大字宿井字下反田一三三六の三 | 原野  | 六三三            | 三八                  |
| 〃                     | ため池 | 六一六            | 三四                  |
| 〃                     | 田   | 八三〇            | 三一                  |
| 〃                     | 畑   | 七九             | 一二                  |
| 〃                     | 〃   | 四二三            | 六八                  |

|   |   |   |   |   |          |     |     |       |    |
|---|---|---|---|---|----------|-----|-----|-------|----|
| の | の | の | の | の |          |     |     |       |    |
| 五 | 一 | 一 | 一 | 一 |          |     |     |       |    |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |          |     |     |       |    |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |          |     |     |       |    |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |          |     |     |       |    |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |          |     |     |       |    |
|   |   |   |   |   | 字上反田一三七八 | 公衆用 |     |       |    |
|   |   |   |   |   |          | 道路  |     |       |    |
|   |   |   |   |   |          |     | 七一一 |       |    |
|   |   |   |   |   |          |     |     | 一、九一二 |    |
|   |   |   |   |   |          |     |     |       | 一〇 |
|   |   |   |   |   |          |     |     |       | 七七 |

(一〇六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域  
萩市大字明木
- 三 作業の期間  
平成三十一年一月十五日から同年三月二十九日まで

(一〇七) 周南東都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による周南東都市計画特定用途制限地域の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
周南東都市計画特定用途制限地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一〇八) 防府都市計画道路事業の施行

防府都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成三十一年中国地方整備局告示第四十四号)があったので、次のとおり公告します。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
防府都市計画道路事業三・三・一号環状一号線
- 二 施行者の名称  
山口県
- 三 事務所の所在地  
山口市滝町一番一号
- 四 事業地の所在  
防府市大字新田字田否及び字築地地内



山口県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護老人保健施設を次のとおり指定した。

平成三十一年四月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

| 名        | 称   | 所   | 在     | 地     | 指         | 定 | 年 | 月 | 日 |
|----------|-----|-----|-------|-------|-----------|---|---|---|---|
| 介護老人保健施設 | 葵の園 | 下関市 | 山の田東町 | 四番二〇号 | 平成三二、三、一二 |   |   |   |   |

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示(平成二十八年山口県選挙管理委員会告示第七十五号)は、廃止する。

平成三十一年四月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

山口県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護医療院を次のとおり指定した。

平成三十一年四月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

| 名 称                               | 所 在 地        | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------------------|--------------|-----------|
| 医療法人茜会介護医療院<br>あかね                | 下関市汐入町三五番一号  | 平成三二、四、一  |
| 医療法人博愛会宇部記念<br>病院介護医療院            | 宇部市上町一丁目四番一号 | 三、一二      |
| 医療法人和同会宇部リハ<br>ビリテーション病院介護<br>医療院 | 大字西岐波二二九の三   | 〃 〃       |
| 医療法人太白会シーサイ<br>ド病院介護医療院           | 大字東岐波四三三二の一  | 〃 〃       |
| 阿知須同仁病院介護医療<br>院ひまわり              | 山口市阿知須四二四の一四 | 〃 〃 二二    |
| みどり介護医療院                          | 岩国市由宇町三五九の一  | 〃 〃 〃     |



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十一年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

平成三十一年四月十九日印刷  
平成三十一年四月十九日発行

発行人 山口県知事

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

ガソリン 二百八十五キロリットル

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十一年三月二十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士商株式会社 山陽小野田市稲荷町一〇番二三号

六 落札金額

一リットル当たり百二十六円九十銭

七 入札公告日

平成三十一年二月五日

八 その他

(一) 契約担当者 村岡 嗣政

(二) 調達方法 購入

(三) 落札方式 最低価格